

J F E スチール株式会社東日本製鉄所京浜地区の高炉等休止に係る 市内調整会議設置要綱

（目的及び設置）

第 1 条 J F E スチール株式会社東日本製鉄所京浜地区（以下「J F E スチール」という。）の高炉等休止に伴う市域への影響等について対応し、川崎臨海部における地域の持続的な発展に向けて、市内の総合調整を適切に行うことを目的に、J F E スチール株式会社東日本製鉄所京浜地区の高炉等休止に係る市内調整会議（以下「市内会議」という。）を設置する。

（所掌事務）

第 2 条 市内会議の所掌事務は、次のとおりとする。

- （１）地域経済に関すること。
- （２）土地利用及び基盤整備に関すること。
- （３）本市の施策課題に関すること。
- （４）前号に定めるもののほか、前条の目的を達成するために必要な事項に関すること。

（組織）

第 3 条 市内会議は、会長、副会長及び委員をもって組織し、別表に掲げる者をもって充てる。

2 市内会議は会長が招集し、会長はその会議の議長となる。

3 副会長は会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は、会長が欠けたときは、その職務を代理する。

- 4 会長は、必要があると認めるときは、庁内会議に関係職員その他の者の出席を求め、その説明又は意見を聴くことができる。

(事業調整会議)

第4条 庁内会議の所掌事務に関し、特に重点的に取り組む必要がある施策を着実に推進するため、副会長及び当該施策に関係する本委員をもって組織する事業調整会議を設置することができる。

(ワーキンググループの設置)

第5条 庁内会議の所掌事務を円滑に遂行するため、ワーキンググループを設置することができる。

- 2 ワーキンググループの組織及び運営に関し必要な事項は、別に定める。

(庶務)

第6条 庁内会議の庶務は、臨海部国際戦略本部事業推進部において処理する。

(委任)

第7条 この要綱に定めるもののほか、庁内会議の運営に関し必要な事項は、会長が庁内会議に諮って定める。

附 則

この要綱は、令和3年4月20日から施行する。

この改正要綱は、令和4年4月19日から施行する。

この改正要綱は、令和 6 年 7 月 3 0 日から施行する。

別表（第 3 条第 1 項関係）

会 長	市 長
副 会 長	副 市 長
委 員	上 下 水 道 事 業 管 理 者
	総 務 企 画 局 長
	財 政 局 長
	経 済 労 働 局 長
	環 境 局 長
	ま ち づ く り 局 長
	建 設 緑 政 局 長
	港 湾 局 長
	臨 海 部 国 際 戦 略 本 部 長
	危 機 管 理 本 部 危 機 管 理 監
	川 崎 区 長
	交 通 局 長
	消 防 局 長